

シリ丹バレー推進協議会
令和6年度たんばL P S チャレンジ事業運営管理業務仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度たんばL P S チャレンジ事業運営管理業務

2 事業の目的

人口減少や少子高齢化など時代潮流の変化に伴い、地域振興、環境、集落機能、まちづくりなど様々な分野で地域課題が顕在化している。この多様な地域課題に取り組んでいくため、地域課題の解決に資するビジネスプランや地域資源を活かしたビジネスプランを募集し、セミナーによるブラッシュアップや審査・プレゼンテーションを経てプランを磨き上げるとともに、参加者と金融機関、投資家、民間起業等をつなぐピッチイベント等によりプランの実現を支援し、地域の活性化・発展を目指す「たんばL P S (Local Problem Solution) チャレンジ事業」を実施する。

3 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 事業限度額

7, 0 0 0 千円以内 (消費税及び地方消費税含む)

5 委託者

シリ丹バレー推進協議会 (兵庫県丹波県民局県民躍動室内)

6 委託する業務内容

受託者は、本事業の運営主体として、十分な人員確保・運営体制を構築した上で、下記を基本に、委託者と協議の上、本事業を企画・運営すること (委託者は、下記(1)及び(2)について受託者による代替案、追加提案を受け付ける。)

なお、委託者と調整の上、本事業全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。

(1) 事業の企画、運営全般

① ビジネスプランの募集、受付及び整理等

ア 委託者と協議の上、募集計画 (募集対象、募集方法、P R 方法等) を策定し、効果的にビジネスプランの募集を行うこと。

イ 募集カテゴリーは次の2部門とし、丹波地域の課題解決、発展を図るビジネスプランを広く募集すること。

ソーシャルビジネス部門	地域課題を解決するビジネスプラン 〔例：定住促進対策、関係人口増対策、農地や森林資源の有効活用対策等〕
ローカルビジネス部門	丹波地域の地域資源 (農産品、伝統工芸、歴史文化、自然等) を活かした収益性が見込めるビジネスプラン

- ウ ビジネスプラン応募者（以下「応募者」という。）の範囲は、丹波地域におけるビジネスプランを有し、当該プランを事業化する意思と行動力を備えた個人・法人等（居住地・所在地は丹波地域内外を問わない。）とすること。また、県内金融機関や商工会をはじめとする支援機関等と連携し、応募につなげること。
- エ 募集にあたり必要な各種書類（募集要項、ビジネスプラン提案書等の応募様式）について、委託者と協議の上作成すること。
- オ 応募書類の受付、整理を行い、応募者情報の一覧を作成し委託者へ提出すること。
- カ 応募件数は各部門10件以上を目標とし、より多くの応募があるよう効果的な募集や広報に努めること。
- キ 1次審査を通過し2次審査に進む件数は、両部門合わせて10件以上程度とすること。

② ビジネスプランの審査とブラッシュアップ

- ア 後述する都市部でのピッチイベントに出る応募者を決めるための審査として、書面による1次審査、プレゼンテーションによる2次審査及びプレゼンテーションによる最終審査を実施すること。2次審査、最終審査については丹波地域内の公共ホール等での公開審査とすること。
- イ 1次審査通過者に対してビジネスプランのブラッシュアップ（アドバイスやサポート）を行い、2次審査に向けビジネスプランの向上を支援すること。
- ウ 2次審査通過者に対してブラッシュアップを継続するとともに、最終審査に向けて資料作成やプレゼンテーション技術等の指導を行うこと。
- エ 審査員の構成、審査項目、採点基準等の審査方法については、委託者と協議の上決定すること。
- オ 各審査の実施後、採点を含めた審査結果を整理し、通過者名簿を委託者へ提出すること。
- カ 審査にあたりオブザーバー（金融機関、中小企業支援機関等）の参加が必要と判断する場合、委託者と協議の上参加を求めること。
- キ 応募者へ審査結果を通知する際、内容を踏まえたアドバイス（良かった点、改善点等）を行うこと。

③ 応募者に対するサポート

- ア ビジネスプランのブラッシュアップにあたっては、応募者の状況に合わせて、資金調達、経営、法務、人材確保等、必要な知識・スキルのサポートを適正に行うこと。
- イ セミナーやワークショップを4回以上（1次審査通過者を対象に2次審査までに2回以上、2次審査通過者を対象に最終審査前に2回以上）開催すること。応募者の利便性、支援の効率性等も考慮し、オンライン実施と併用しても構わない。
- ウ セミナーやワークショップの内容は、起業・事業立ち上げ後のビジネス展開・実働に向けた内容を取り入れ、丹波地域の先輩起業家をはじめ、起業・事業立ち上げに係る知識・情報を共有できる講師を招くこと。
また、応募者間のネットワーク形成や協業・ビジネスパートナーのマッチングに資するものとする。
- エ 応募者へのサポートをコーディネートする担当者を配置し、効率的、効果的な事

業実施を図ること。

オ 行政や商工会が実施する起業・スタートアップ支援施策等の情報（利用の可否を含む。）を収集し、応募者へ情報提供すること。

④ 2次審査及び最終審査（プレゼンテーションイベント等）の企画・運営

ア 2次審査・最終審査の企画案（会場、時期、プレゼンテーション方法、審査会の開催、授賞式や交流会を含む）を作成し、委託者と協議の上、実施すること。

イ 2次審査・最終審査は、プレゼンテーションの他、審査員の講評、現地参加者の交流会も行うこと。

ウ 2次審査・最終審査は公開審査（オンライン中継を含む）とし、実施について広くPRを行うこと。

また、丹波地域の住民、地域内外の企業・事業所、2次審査・最終審査に進めなかった応募者等にも広く案内を行い、多くの来場者を確保するよう工夫すること。

エ 金融機関、投資家、起業家及び中小企業等支援機関等の創業・起業関係者や丹波県民局管内両市等の創業支援担当者に2次審査・最終審査及び交流会への参加を呼びかけ、応募者との個別相談や名刺交換の機会を設ける等、顔つなぎの場となるよう企画すること。

⑤ 都市部でのピッチイベントの企画・運営

ア 最終審査終了後に都市部でのピッチイベント（以下「都市部ピッチイベント」という。）を開催すること。応募者と都市部企業担当者、金融機関や投資家等をつなぐ企画案を作成し、委託者と協議の上、実施すること。

イ 都市部ピッチイベントは、単独での実施に限らず、既存の都市部でのイベントを活用して実施することも可能とし、成果の最大化に努めること。

ウ 都市部ピッチイベントに出場する応募者に対し最終審査終了後も必要なサポートを継続して行なうこと。

(2) 広報業務

① 広報用ホームページの開設と広報物の作成

ア ビジネスプラン募集をはじめ、本事業の実施を広くPRするためのホームページを作成すること。

イ 募集チラシ、当日プログラム等の広報物を作成すること。

② 事業の効果的・効率的なPR

ア 受託者が持つコネクションを活かした効果的な広報活動を行うこと。

イ 兵庫県や丹波県民局管内両市をはじめとする他の行政機関、金融機関、支援機関等が実施する起業・スタートアップ支援施策等と効果的な連携を図りし、成果の最大化に努めること。

7 実績報告

(1) 事業完了後、委託者に実績報告書を提出すること。なお、応募者や支援機関等の関係者に対して事業効果等に関するアンケート調査を行い、その結果を報告書に記載すること。

- (2) 事業実施の様子を記録した写真、広報物の作成・配布状況、応募件数と応募者へのサポート（ビジネスプランのブラッシュアップ、セミナー等）の実施状況、各審査会の結果等、本事業の各取組の状況と結果について、件数、回数、改善点等を含めた報告書とすること。

8 その他

- (1) ビジネスプランの募集・受付、応募者へのサポート（ビジネスプランのブラッシュアップ、セミナー等）、1次審査、2次審査、最終審査、都市部ピッチイベント等、本事業で実施する主要な項目について、必要な準備期間等を踏まえた全体スケジュール案を企画提案書に盛り込むこと。
- (2) 本事業の実施にあたり、受託者は責任者を決定し、業務の進行・実施状況を把握するとともに適切なスケジュール設定、スケジュール管理に努め、委託者と協議・調整を綿密に行うこと。（事業実施体制について企画提案書に盛り込むこと。）
- (3) 協議・調整において、委託者と受託者双方で確認の上、業務の内容を修正し、又は変更することがある。受託者は、委託者が求めた場合、修正、変更した業務内容を記載した業務計画書を委託者へ提出すること。
- (4) 本事業実施中は、事業の進捗状況を定期的に委託者に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善点について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより、委託者と協議調整を行うこと。また、随時、委託者の求めに応じて本事業にかかる情報を提供すること。
なお、本事業の目的に資する業務内容があれば提案し、委託者等と協議のうえ実施すること。
- (5) 業務を遂行するにあたり必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (6) 個人情報等の管理にあたって、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- (7) 受託者は、著作権や肖像権の侵害がないようにし、許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- (8) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令、個人情報の保護に関する法律及び条例その他関係法令等を遵守すること。
また、この仕様書のほか、暴力団の排除、公正な業務執行、個人情報の保護及び適正な労働条件の確保に関しては委託契約書の特記事項にて定める。
- (9) 業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理 部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。